

2005.7.3

武庫川流域委員会委員長 松本 誠 様

委員 岡田 隆

委員会では何時もご尽力頂きありがとうございます。

第 26 回運営委員会(6/30)で、次回第 20 回流域委員会についての協議に参加させていただきましたが、議題について充分納得できない所があり、委員会開催直前ではありますが、以下の 3 項目について意見書を提出します。宜しくお願いします。

1. 流出解析 WT 報告書に記載された Rsa の標準値について

既に何度も詳細に検討された結果でもあり、第 19 回流域委員会資料 2-1 に明示されている項目ですが上記資料中「表-2 Rsa の標準値」は次のようになっています。

| 市街地 | 畑（ゴルフ場） | 水田（池） | 山林 |
|-----|---------|-------|-----|
| 55 | 300 | 50 | 150 |

このうち、畑（ゴルフ場）として 300 の数値が記入されていますが、この場合、山林からゴルフ場に地目が変更されると、両者の Rsa の差 150 に比例する分だけ流域平均損失高は増す結果となり、最終的には河川への流出量はその分だけ減ることになります。山林を開発してゴルフ場に代えることは、河川への放水量を減らすことに繋がり、洪水防止策になると取られても致し方ありません。これまでの会議で他の委員からも指摘されていたことですが、上表のように畑とゴルフ場を同一数値で取り扱うことにはやはり抵抗感があります。

この問題については、武庫川治水計画検討業務（その 2）報告書（H15.3）6-50~6-51 にも、「ゴルフ場については、表 6.6.3(2)では畑と同じ値(210)となっているが、表 6.6.3 では C=190~210 の範囲となっており、畑よりも貯留効果は少ないと予想されることから、C=190 を用いる。」との記述があります。こうした定数の値には色々と検討され、WT 内でも多くの委員にご努力頂きましたが、私にはまだ判然としないものがあり、提言が遅いとのこと批判を甘受してももう一度ご検討頂きたいと思えます。

2. 計画対象降雨群の設定について

計画対象降雨群の設定については

(1)：引き伸ばし率 2.0 以下（棄却基準の適用なし）

(2)：「棄却基準」を適用（引き伸ばし基準の制約なし、ただし、ここでは、倍率 3 倍以下とし、それぞれのピーク流量を決定するための条件を示してあります。

(1)については”（旧）「建設省河川砂防技術基準（案）計画編」解説より”となっており、従来何度も引用されてきた文献です。

一方(2)については、”国土交通省 河川局 社会資本整備審議会河川分科会 第 8 回河川整備検討小委員会（河川整備方針の策定について）(平成 15 年 11 月より)”

との説明があり、今まで一度も提示されなかったものです。これについて、国土交通省のホームページで調べると、「第8回河川検討小委員会資料一覧」計24件の資料の一つとして「基本高水設定におけるカバー率について」と題して添付されている資料（資料4）であることが判りました。他の添付資料は殆どが国内各地1級河川の河川整備基本方針についてのものです。河川法改正以後、各河川で法律に従った河川整備基本方針の設定が急がれており、この際平成16年3月30日に改定された河川砂防技術基準計画編を見直す意味で出された資料と考えられます。しかし、この小委員会に提出された資料が1級、2級、中小河川を含む全てについて河川砂防技術基準に代わるものである事を示しているのかどうかの説明は何もありません。河川管理者は第8回流域委員会で「資料5-2」として、「建設省河川砂防技術基準（案）同解説 計画編（抜粋）」を委員に配布しており、この中に(1)の準拠した文書があります。従来県当局者は、基本高水設定の条件となったカバー率の考え方は今では使われることが少なくなり、代わって時間及び地域について一定条件で棄却するようになっているとの説明を何度も行ってきましたが、その根拠がこの文書であるとすれば、第8回流域委員会(H16.10.12)開催時には既に発表されていた事になり、この席上でも公表できたはずで、既に流出解析WTが終わろうとする頃になって、この資料によって棄却基準の考え方を説明するのはその提出時期が遅すぎ、こうした基本的なことをもって議論して委員会の方向性を定める事が重要です。

流域委員会委員は、全員が河川技術者ではありませんし、このような国交省の細部の資料に至るまで常に配慮しているわけではありません。基本的な情報提供は可及的に早く且つ確実に行うのが兵庫県の行政基本方針である「参画と協働」を推進するものであり、それが委員会の透明性を示すものだと考えます。

3. 雨量観測所の数について

前項「計画対象降雨群の設定」についての資料中に各降雨記録に対応する時間雨量観測所のデータがあります。これについては第15回流域委員会資料2-2で意見書を提出していますが、大阪管区气象台（末野・羽束川を所轄）の記録資料にも記載されていない部分が県の報告書では存在する事になっており、信憑性に欠けることがあります。

この件について再び議論をするつもりはありませんが、第17回流域委員会の資料4-1で伊藤委員が説明しているように、S34.9.25の観測所雨量データが本来のティーセン分布に基づくものから大きく外れていることは明らかです。当日の雨量データには武庫川流域でない六甲山・神戸・池田も含まれており、正常な雨量分布が示されていません。

問題はこの計画対象降雨群が何のために設定されたかにあり、河川整備基本方針設定の資料として基本高水を検討する為のものであるという点です。今後100年に亘る武庫川の治水対策に大きな影響を及ぼす基本方針の設定には、用いる基本データは十分に説明責任を持てるものでなければならぬと考えます。県当局は長年かけて現在の流域観測所数を設定し運用しているのだから、それを100%有効に活用できる条件で、こうした重要な計画を立てるべきです。

| | | | | | | |
|---------|--------------------------------|----------|------------------|------------------|----------|----------|
| STAT. | 記述統計 (050623資料 2-3 ピーク流量. sta) | | | | | |
| 変数 | ケース数 | 平均 | 信頼限界 -95.000% | 信頼限界 +95.000% | 中央値 | 合計 |
| NEWVAR2 | 18 | 3540.389 | 2994.782 | 4085.996 | 3185.500 | 63727.00 |

| | | | | | | |
|---------|--------------------------------|----------|------------|------------|----------|------------|
| STAT. | 記述統計 (050623資料 2-3 ピーク流量. sta) | | | | | |
| 変数 | 最小値 | 最大値 | 下側 四分位点 | 上側 四分位点 | 範囲 | 四分位点 範囲 |
| NEWVAR2 | 2368.000 | 6828.000 | 2872.000 | 3862.000 | 4460.000 | 990.0000 |

| | | | | | | |
|---------|--------------------------------|----------|----------|----------|------------|----------|
| STAT. | 記述統計 (050623資料 2-3 ピーク流量. sta) | | | | | |
| 変数 | 分散 | 標準偏差 | 標準 誤差 | 歪度 | 標準誤差 歪度 | 尖度 |
| NEWVAR2 | 1203789. | 1097.164 | 258.6041 | 1.732373 | .536278 | 3.788308 |

| | | |
|---------|--------------------------------|--|
| STAT | 記述統計 (050623資料 2-3 ピーク流量. sta) | |
| 変数 | 標準誤差 尖度 | |
| NEWVAR2 | 1.037795 | |

ヒストグラム (050623資料 2-3 ピーク流量. STA 28v+28c)
 $y = 18 * 500 * normal(x, 3540.39, 1097.164)$

